

岐阜県教職員組合 障がい児教育部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和6年7月30日 15時30分～
会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和6年7月30日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
1	特別支援学校や特別支援学級に勤務する教職員の勤務や労働環境について
<p>①特別支援学校の教員の休憩時間の確保や長時間勤務解消のためには、持ち時間数の削減が必要です。</p>	<p>教職員の勤務環境の改善につきましては、教職員の心身の健康管理に係る問題であることから、喫緊に取り組むべき重要な課題と認識しており、その課題の一つに授業の持ち時間数の在り方があると考えています。</p> <p>各学校毎で、障がい種別や重度の児童生徒の数に違いがあることから、統一した持ち時間数の上限を示すことは難しい状況ですが、全ての教員の授業持ち時間を「週25時間以内」とし、「毎日1時間以上の空き時間」が確保できるよう、校長会議等を通じて指示しているところであり、令和6年度においても同じ方針です。</p>
<p>・持ち時間数を減らす役職の方（教頭、部主事、教務主任、その他）を除いた各学校の正規一般教員の持ち時間の平均を教えてください。</p>	<p>管理職や主任、育児短時間勤務取得者など、授業時間数を軽減している教員を除く授業持ち時間数の平均は、次のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 平均21.3時間 ・令和4年度 平均21.4時間 ・令和5年度 平均21.5時間 ・令和6年度 平均22.0時間
<p>・毎週水曜は、全校半日の日課として、午後からは会議の時間とするなど、多様な働き方の中どの職員でも勤務時間内に会議に参加できるように週時程を見直すように各学校に指示して下さい。</p>	<p>会議の時間などの設定は、各学校の事情に応じて設定されています。各種会議の時間については、勤務時間内に設定されるよう所属長へ周知してまいります。</p>
<p>②校外学習等で看護師が同行すると、校内の看護師が1名になります。看護師をもう一人つけてください。</p>	<p>校外学習等に医療的ケア非常勤専門職（看護師）が同行するための時間数は、各校へ担当しました年間時間数に含まれています。予算上、担当した時間数以上に担当することは難しいですが、各校の必要とする時間数が確保できるよう予算要求に努めてまいります。</p>
<p>③看護師は、年度末に持ち時間が足りなくなり勤務が出来なくなります。正規職員として任用するか、年間の持ち時間数を増やしてください。</p>	<p>医療的ケア非常勤専門職（看護師）の時間数については、前年度末に各校へ担当時間数を通知し、年間の勤務時間の計画を立てて任用していただいています。予算上、担当した時間数以上に担当することは難しいですが、各校の必要とする時間数が確保できるよう予算要求に努めてまいります。</p> <p>また、常勤看護師の配置については、各学校の医療的ケアの必要状況に応じて、人数を配置しています。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和6年7月30日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
2	寄宿舎の存続、寄宿舎指導員に関して	
	<p>①自立と社会参加に向けた日常生活の指導を行う観点から、寄宿舎の入舎基準を見直して下さい。</p>	<p>「自立と社会参加に向けた日常生活の指導」は、各特別支援学校において日々重点的に行われており、一方、寄宿舎については、アクションプラン2020で示したとおり、遠距離や障がいの状況等により通学困難な児童生徒の教育保障のために運営することとしております。</p> <p>なお、寄宿舎の入舎基準は、各関係校においてそれぞれの学校の事情をふまえて定められています。</p>
	<p>・令和4年6月に出された「特別支援学校施設整備指針」には、「自立と社会参加に向けた日常生活の指導を行う観点から施設機能を設定することも有効である。」と書かれています。この指針に述べられた観点を取り入れ、教育的意義による入舎も認める基準を岐阜県でも取り入れて下さい。</p>	<p>「特別支援学校 施設整備指針」第1章 総則 第3節「特別支援学校施設整備の基本的留意事項」4（9）に、「また、通学が困難な幼児児童生徒のために設置するという観点に加えて、自立と社会参加に向けた日常生活の指導を行う観点から施設機能を設定することも有効である。」とありますが、これは、あくまでも施設整備の指針であって、寄宿舎運用の指針ではありません。</p> <p>なお、「自立と社会参加に向けた日常生活の指導」は、各特別支援学校において日々重点的に行われており、一方、寄宿舎については、アクションプラン2020で示したとおり、遠距離や障がいの状況等により通学困難な児童生徒の教育保障のために運営することとしております。</p>
	<p>②寄宿舎指導員の採用試験を毎年実施し、男性指導員の比率を上げてください。</p> <p>・寄宿舎指導員の35%が臨時的採用の職員です。正規比率を高めるべきです。</p> <p>また、男性指導員の比率が低く、同性介助をすることが難しい現状です。</p> <p>正規の男性指導員をすべての寄宿舎に配置してください。各寄宿舎の児童生徒の障害の実情に合わせてバランスよく配置して下さい。</p>	<p>寄宿舎の在り方については、特別支援教育全体の施策の中で検討し、その結果等を踏まえながら寄宿舎指導員の採用について毎年検討してまいりましたが、令和5年度より大垣特別支援学校が閉舎となり、令和7年度には関特別支援学校が閉舎予定のため、今後採用試験を行うことは非常に難しい状況です。</p> <p>また、寄宿舎指導員の配置につきましては、各校の状況を踏まえながら、寄宿舎の児童生徒に対する介助・支援が適切に行われるよう検討してまいります。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和6年7月30日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	<p>③寄宿舎指導員の2級への昇給を検討して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎指導員が、経験年数や研修などにより職務の級が2級と認定される基準「高度の知識経験を必要とする業務を行う者（2016年岐阜県教育委員会発令「実習助手等の取扱い）」または制度を作成して下さい（ワタリの廃止に伴う代替措置）。 	<p>寄宿舎指導員の昇格については見直しを行い、平成26年度より段階的に運用を変更してきたところですので、ご理解をお願いします。</p>
3	通級指導学級を担当する職員の勤務について	
	<p>①通級指導教室を担当する教員は、一人一人に丁寧な対応が求められることから、持ち時間数の上限を20時間として下さい。</p>	<p>本年度、通級指導加配教員数は361人で、昨年度より増加しています。</p> <p>通級指導教室開設においては、国の基礎定数と加配定数によって決定していますが、通級指導教室に通う児童生徒数は年々増加しており、県教育委員会としましては、必要とするすべての市町村に通級指導教室を設置することを課題として取り組んでおります。</p> <p>そのため、教員採用試験において特別支援学校の免許状所有者に加点をしたり、県教育委員会主催の特別支援学校の免許に関わる認定講習を開催したりするなど専門性を有する教員の増加を図っています。加えて、長年特別支援教育に携わった教員の指導力を活用できるよう、退職者や再任用対象者に働きかけを行うなど人員の確保に努めているところです。</p> <p>また、「自校通級」「他校通級」「巡回通級」を、地域の実態を踏まえてより効果的な指導形態を選択・実施できるようにしております。</p> <p>今後も特別支援教育の専門性を有する教員の人員確保・育成に努め、個別の支援を必要としている児童生徒に対し、適切に通級指導教室を開設できるように努めてまいります。</p>
	<p>②通級指導教室を担当する多くの教員が、校内のコーディネーターや教育相談の仕事を兼務するとともに、支援学級の補充にあてられたり、巡回を含めて複数校を担当したりして、多忙をきわめています。負担の軽減をはかってください。</p>	
	<p>③巡回指導は、担当教員に多くの負担を強いています。また、多すぎる数の学校を巡回する教員は、1校あたりの在校時間が短く、指導が十分できないことに悩んでいます。巡回指導する学校数を制限して下さい。</p>	

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和6年7月30日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	④通級指導担当職員と通常学級担任が打合せする時間が取れるように、部活動の時間や朝の時間をスライドさせるなど柔軟な授業形態ができるようにしてください。	通級指導教室担当と通常学級担任との交流は重要な時間であり、勤務時間内に打ち合わせの時間を設定すべきです。 一方で、令和元年度に、働き方改革の取組の幅を広げることや職員の意識を高めることを目的に、各市町村教育委員会に対して、勤務時間の割振りの特例として勤務時間のスライド制の運用方法について周知したところです。 引き続き、勤務時間の管理とともに、職員の負担軽減について指導助言してまいります。
4	特別支援学級について	
	①支援学級を担当する教員は、1学級5～8人の生徒を抱え、ひとりひとりに行き届いた教育を実施できないこと日々悩んでいます。支援学級の定数減を国に要望して下さい。	標準法に定める特別支援学級の学級編制基準は、障がいの種別ごとに1学級あたり8名を上限としております。 現在の財政状況を踏まえると、県単独で、特別支援学級1学級あたりの上限児童生徒数を引き下げ、教職員を措置することは難しい状況にあります。 引き続き、国の動向を注視しつつ、特別支援学級の編制基準の引下げなどについて要望・提案していきたいと考えております。
	②当面の間、岐阜県独自で支援学級の定数減を実施して下さい。また、7人以上（または、児童が3学年を超える）学級には加配教員を配置して下さい。	